

○ 店舗アピアランス規程

(目的)

第1条 この規程は、店舗営業におけるアピアランスに関する基本的事項を定め、お客様に好感を与える身だしなみを保つことを目的とする。

2 自分の身だしなみには誇りを持ち、細心の注意を払うこと。又従業員一人ひとりには本規程に従い、店舗のブランドイメージを保持し、プロフェッショナルなイメージを表現すること。

(規程の対象)

第2条 この規程は店舗従業員を対象とする。

(アピアランスの義務・違反処分)

第3条 会社は店舗従業員に対し本規程の説明義務を負う。

2 従業員は、店舗配属までに規程を遵守、又その用意をしなければならない。

3 従業員のアピアランス違反への上司からの度重なる注意、又違反によって店舗の営業及び風紀を悪戯に乱した場合、服務規程違反として「就業規則」の定めるところにより処分する。

(アピアランスの義務・違反処分)

第4条 この規程で定める基準は別表の通りとする。

2 基準の見直しは適宜必要に応じて改定する。

3 改定した場合、従業員への周知には準備猶予として十分な期間を確保する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、「規程等管理規程」による。

付 則

(適用期日)

第1条 この規程は、令和4年4月1日から適用する。

別表第Ⅰ（第4条関係）

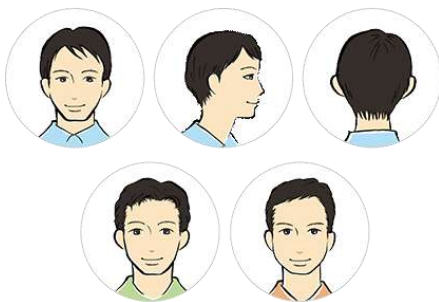
Ⅰ 男性	
一 髪型・整髪等	
イ	前髪は目にかかる長さであり、額が覆われていないこと
ロ	無造作にならないよう整髪料をつけること（分け目は作るか、流す）
ハ	サイドの髪が耳にかからない長さであること
ニ	もみあげの長さは耳たぶ下より上の長さであること
ホ	髪・眉の形は無造作な髪型ではなく、清潔感を感じるものであること
ヘ	髭は剃ること
ト	フケや鼻毛が飛び出している等のマナー違反をしないこと
チ	襟足の長さはジャケットのカラーにかからない長さにすること
リ	染色は基本的に認白髪染めなどの場合は認めるが、レベルスケールは8までとすること
ヌ	眉の全剃りは禁止
ル	髪型が悪印象を与える極端なツープロックスタイルは禁止
ヲ	髪型が坊主、スキンヘッドスタイルは禁止
ワ	その他清潔感のない髪や店舗営業に支障のある奇抜・異様な髪型は禁止
二 服飾・眼鏡等	
イ	スーツの上下はシワや汚れ等がないように手入れすること
ロ	スーツは黒色、デザインは無地若しくはシャドウストライプであること
ハ	シャツは必ずアイロンがけを行い、ボタンのほつれや汚れ等がないこと
ニ	シャツは白色であること
ホ	スーツのボタンは生地と同系色であること
ヘ	スーツ、シャツのボタンは全て留めること（但し三つ揃えのジャケットのボタンスーツの一番下のボタンは空けてもよい）
ト	靴は黒の革靴（短靴）を着用し、デザインはベーシックであること
チ	靴は脱色や汚れ等がないように手入れすること
リ	靴下はクルーソックス、色は黒若しくは濃紺であること
ヌ	特殊な形状の眼鏡フレームは禁止
ル	眼鏡のフレーム色が華美、又レンズの有色は禁止（但し医者の処方によるカラーレンズ等の装用は除く）
ヲ	自然色でないカラーコンタクトやサークルレンズの装用は禁止
ワ	勤務中のイヤリング、ピアスの着用は禁止
カ	その他店舗営業に支障のある奇抜・異様なスーツの形状や、その他同様な服飾は禁止
三 その他	
イ	爪を指の先端より長く伸ばすこと、又マニキュアの塗布は禁止
ロ	過度に広がったピアスホールは禁止
ハ	入社後の新たなタトゥー・入れ墨・刺青は禁止

2 女性	
一 髪型・整髪等	
イ	髪・眉の形は無造作な髪型ではなく、清潔感を感じるものであること
ロ	髪が肩より長い場合、必ず束ね、まとめる（高い位置にまとめない）こと
ハ	お辞儀をしたときや、風が吹いた時等でも、髪で顔が隠れない髪型であること
ニ	染色は基本的に認白髪染めなどの場合は認めるが、レベルスケールは8までとすること
ホ	眉の全剃りは禁止
へ	その他清潔感のない髪や店舗営業に支障のある奇抜・異様な髪型は禁止
二 服飾・眼鏡等	
イ	スーツの上下はシワや汚れ等がないように手入れすること
ロ	スーツは黒色、デザインは無地若しくはシャドウストライプであること
ハ	シャツは必ずアイロンがけを行い、ボタンのほつれや汚れ等がないこと
ニ	シャツは白色であること
ホ	スーツのボタンは生地と同系色であること
へ	スーツ、シャツのボタンは全て留めること（但し三つ揃えのジャケットのボタンスーツの一番下のボタンは空けてもよい）
ト	靴は黒の革靴（短靴）を着用し、デザインはベーシックであること
チ	靴は脱色や汚れ等がないように手入れすること
リ	靴下はクルーソックス、色は黒若しくは濃紺であること
ヌ	スカートの着用は禁止
ル	特殊な形状の眼鏡フレームは禁止
ヲ	眼鏡のフレーム色が華美、又レンズの有色は禁止（但し医者の処方によるカラーレンズ等の装用は除く）
ワ	自然色でないカラーコンタクトやサークルレンズの装用は禁止
カ	その他店舗営業に支障のある奇抜・異様なスーツの形状や、その他同様な服飾は禁止
三 メイク	
イ	アイライン（アイライナー）は目元を引き締め、イキイキとした表情をつくるため推奨
ロ	ペンシルタイプはまつげとまつげの間を埋めるように描くこと
ハ	下まぶたに入れる場合、目じりから1/3までとすること
ニ	アイブローは眉の形とラインを整え、髪色に近い色であること
ホ	アイカラー（アイシャドウ）はブラウン系又はグレー色であること
へ	ベースメイク（ファンデーション）は首の色に近い色であること
ト	チークはほんのり上品につけること
チ	リップはピンク系色であること
リ	マスカラがダマになっていないこと
ヌ	つけまつげ（エクステンション）は禁止
ル	キラキラのグロスやラメの強いリップ

四 その他	
イ	マニキュアやジェルネイルをする場合、肌色に近いものを塗布すること
ロ	ジェルネイルは爪が伸びてジェルを塗っていない根本部分が2mm以上になった場合、手入れをすること
ハ	ピアスを装着する場合、服装にあった色で直径2cm以内、耳に固定されるシンプルなデザインのものを1組に限り耳たぶの下方に着用すること
ニ	付け爪は禁止
ホ	爪が指の先端より3mmを超える長さは禁止
ヘ	パール入りやラメが入ったジェルネイル、又アートやグラデーションのあるものは禁止
ト	過度に広がったピアスホールは禁止
チ	入社後の新たなタトゥー・入れ墨・刺青は禁止

別表第1参考（第4条関係）

○ ふさわしいヘアースタイル



× 認められないヘアースタイル
(帽子の中に隠すことも認められていません)



○ ふさわしいヘアースタイル



× 認められないヘアースタイル
(帽子の中に隠すことも認められていません)

